

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条
例制定について

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条
例制定について

をここに公布する。

令和3年11月26日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第31号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に改め、同条第3項中「「100分の72.5」と」の次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第2条 大田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、「、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と」を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

大田市条例第32号

大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「12月に支給する場合には100分の160」を「12月に支給する場合には100分の150」に改める。

第2条 大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の160」を「100分の155」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

大田市条例第33号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に、「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」に改める。

第2条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に、「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

大田市条例第34号

大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

第1条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成21年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「12月に支給する場合には100分の162.5」を「12月に支給する場合には100分の152.5」に改める。

第2条 大田市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に、「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。